

1. あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」への転換

いのちと暮らしをまもる
防災 減災

- 気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が、主体的に取り組む社会を構築する必要
- 河川・下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者※により流域全体で行う「流域治水」へ転換する※国・都道府県・市町村・企業・住民等

<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が、主体的に取り組む社会を構築する必要 ・行政が行う防災対策を国民にわかりやすく示すことが必要 	<p>対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川・下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）により流域全体で行う治水「流域治水」へ転換 ・令和元年東日本台風で甚大な被害を受けた7水系の「緊急治水対策プロジェクト」と同様に、全国の1級水系でも、流域全体で早急に実施すべき対策の全体像「流域治水プロジェクト」を示し、ハード・ソフト一体の事前防災対策を加速【全国の1級水系を対象に、夏頃までに中間とりまとめを行い、令和2年度中にプロジェクトを策定】
--	---

■「流域治水」への転換

・「流域治水」へ転換し、あらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）により、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減・早期復旧・復興のための対策を総合的かつ多層的に推進
【これらの取組を円滑に進めるため、河川関連法制の見直しなど必要な施策を速やかに措置】

■流域治水プロジェクト

○ 全国の1級水系において、河川対策、流域対策、ソフト対策からなる流域治水の全体像をとりまとめ、国民にわかりやすく提示
・戦後最大洪水に対応する国管理河川の対策の必要性・効果・実施内容※等をベースに、夏頃までに関係者が実施する取組を地域で中間的にとりまとめ、早急に実施すべき流域治水プロジェクトを令和2年度中に策定

※現行計画では、国管理河川で約7兆円の事業を実施中

★戦後最大(昭和XX年)と同規模の洪水を安全に流す
■浸水範囲(昭和XX年洪水)

★対策費用

- 河川対策
- 流域対策 (集水域と氾濫域)
- ソフト対策 (水位計・監視カメラ設置、マイ・タイムライン作成等)

■利水ダムの治水活用

- ・全国の1級水系(ダムがある99水系) 毎に事前放流等を含む治水協定を締結し、新たな運用を開始【令和2年出水期から】
- ・2級水系についても同様の取組を順次展開

①氾濫をできるだけ防ぐ (ためる、しみこませる) [県・市、企業、住民] 雨水貯留浸透施設の整備、田んぼやため池等の治水利用 集水域 ※グリーンインフラ関係施策と併せて推進

②被害対象を減少させる (よりリスクの低いエリアへ誘導) 土地利用規制、移転促進、金融による誘導の検討等 [市、企業、住民] (被害範囲を減らす) 二級堤等の整備 [市]

③被害の軽減・早期復旧・復興 (土地のリスク情報の充実) [国・県] 水災害リスク情報の空白地帯解消等 (避難体制を強化する) [国・県・市] 河川水位等の長期予測の技術開発、リアルタイム浸水・決壊把握 (経済被害の最小化) [企業、住民] 工場や建築物の浸水対策、BCPの策定 (住まい方の工夫) [企業、住民] 不動産取引時の水害リスク情報提供、金融の活用等 (支援体制を充実する) [国・企業] 官民連携によるTEC-FORCEの体制強化 (氾濫水を早く排除する) [国・県・市等] 排水門等の整備、排水強化 氾濫域

グリーンインフラの活用

自然環境が有する多様な機能を活用し、雨水の貯留・浸透を促進

雨庭の整備 (京都市)

今後の水害対策の進め方

1st 近年、各河川で発生した洪水に対応
・緊急治水対策プロジェクト(甚大な被害が発生した7水系)
・流域治水プロジェクト(全国の1級水系において早急に実施すべき事前防災対策を加速化)
速やかに 気候変動を踏まえた河川整備計画等の見直し

2nd 気候変動の影響を反映した抜本的な治水対策を推進
・治水計画の見直し
・将来の降雨量増大に備えた対策

3. 防災・減災のためのすまい方や土地利用の推進

いのちと暮らしをまもる
防災 減災

- 人々のすまい方や土地利用についても、自然災害リスクの抑制の観点から、そのあり方の見直しが必要。
- 災害ハザードエリアにできるだけ住まわせないための土地利用規制・誘導に加え、災害リスク情報の更なる活用、都市開発プロジェクトにおける防災・減災対策の評価などにより、防災・減災のためのすまい方や土地利用を推進。

<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害リスクのあるエリアにできるだけ住まわせない規制や誘導が必要 ・具体的なリスク(例:どの程度の雨で、どの場所が、どの程度浸水するのか)に基づくまちづくりが重要 ・個別の都市開発プロジェクトにおいても防災・減災の推進が重要 	<p>対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法等改正による災害ハザードエリアにおける開発抑制【令和4年4月施行予定】、同エリアからの移転促進、立地適正化計画の強化(防災指針の追加)【令和2年9月施行予定】 ・災害リスク情報をまちづくりに活用するためのガイドライン【令和2年度中に策定】や建築物の電気設備の浸水対策を推進するためのガイドライン【令和2年6月策定】により、居住誘導区域の設定や建築物の浸水対策を促進 ・水災害対策と連携した都市開発プロジェクトにおける容積率緩和制度創設【令和2年夏まで】
---	---

■災害ハザードエリアにできるだけ住まわせないための土地利用規制・誘導

- ・災害ハザードエリアにおける新たな開発を抑制【令和4年4月施行予定】
- ①災害レッドゾーン※1における自己の業務用施設※2の開発を原則禁止
※1 土砂災害特別警戒区域等 ※2 店舗、病院、社会福祉施設、旅館・ホテル、工場等
- ②市街化調整区域の浸水ハザードエリア※3等における開発許可を厳格化
※3 水防法の浸水想定区域のうち、災害時に人命に危険を及ぼす可能性の高いエリア
- ・災害ハザードエリアに立地している住宅等の移転を促進【令和2年9月施行予定】、立地適正化計画の居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外【令和3年10月施行予定】、移転促進のための更なるインセンティブ検討
※現状、運用指針において原則除外する旨規定していたところ、政令において規定
- ・居住誘導区域等の防災・減災対策を定める「防災指針」の作成支援のため部局横断・ワンストップの相談体制構築【令和2年夏目途】、指針に基づく取組のパッケージ支援の構築【令和2年度内目途】

■災害リスク情報を活用したまちづくりの推進

・災害リスク情報がまちづくりに反映しやすい形で提供されるよう、モデル都市での検討もを行い、ガイドラインを策定【令和2年夏までに骨子提示、令和2年度中にとりまとめ】

(例) 河川氾濫や内水氾濫について、どの程度の雨で、どの場所が、どの程度水に浸かるか
・治水事業等の進捗に応じてリスクがどのような場所などでどのように変化するか 等

■建築物の電気設備の浸水対策

・電気設備の浸水対策を講じる際に参考となるガイドラインを作成・公表【令和2年6月】

電気設備を屋上に設置した事例

■水災害対策と連携した容積率緩和制度の創設

・都市開発プロジェクトにおける水災害対策を評価し、容積率を緩和する制度を創設【令和2年夏まで】

プロジェクトとの関係に応じた水災害対策の手法(イメージ)

(青字)内水・洪水被害の軽減 (赤字)住民の避難支援

1. 防災・減災を主流化したコンパクトシティの更なる推進

(3) 都市機能の安全性の強化

都市構造再編集中支援事業 補助 700.0億円(1.00倍)
防災・省エネまちづくり緊急促進事業 補助 20.0億円(1.05倍)

激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、都市機能の安全性の強化等の防災まちづくりの推進の観点から、市町村等による都市機能の防災力強化の取組等を積極的に推進する。

都市構造再編集中支援事業

① 医療・福祉施設等の整備にあたって、ピロティ化、止水板の設置及び電源設備の高層階設置等の防災対策を行う場合、補助対象事業費の上限額を引き上げ。

【誘導施設における防災対策のイメージ】

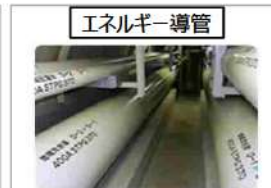


- 都市構造再編集中支援事業の支援対象の誘導施設
 - ・医療施設 (病院、診療所等)
 - ・社会福祉施設 (老人デイサービスセンター等)
 - ・教育文化施設 (認定こども園、小学校等)
 - ・子育て支援施設 (乳幼児一時預かり施設等)

② 立地適正化計画に基づく道路整備や都市開発事業等と一体的に実施され、災害時に防災拠点や一時滞在施設等にエネルギーを供給する分散型エネルギーシステム※の整備へ支援。

※分散型エネルギーとは従来の大規模・集中型エネルギーに対して、比較的小規模で、かつ様々な地域に分散しているエネルギーの総称。システムとはCGS (コージェネレーションシステム)、非常用発電機、太陽光発電設備、蓄電池、エネルギー導管 (自営線、熱導管) 等を指す。

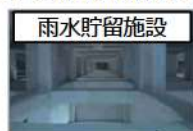
【分散型エネルギーシステムのイメージ】



防災・省エネまちづくり緊急促進事業

○ 防災性能向上等の緊急的な政策課題に対応した、質の高い施設建築物を整備する市街地再開発事業等を推進。

【市街再開発事業等における防災性向上のイメージ】



1. 防災・減災を主流化したコンパクトシティの更なる推進

(4) 水災害等による被害軽減に向けた取組の強化

宅地耐震化推進事業 } 防災交 **7,847**億円の内数
都市再生区画整理事業 }

激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、被災地での再建を図りつつ進める防災対策や、既成市街地の浸水被害防止・低減等のために実施する防災対策を推進する。

宅地耐震化推進事業

- 激甚化・頻発化する浸水被害や土砂災害に対応するため、防災指針に基づき実施される宅地の嵩上げなどを支援対象に拡充。

浸水により被災した宅地等の嵩上げ



防災指針に基づく宅地等の嵩上げ



造成宅地の斜面の安全性の確認等



都市再生区画整理事業

- 激甚化・頻発化する豪雨災害に対応し、浸水想定区域内の既成市街地における防災性の向上を図るため、浸水対策として実施する土地区画整理事業等への支援を拡充する。

【防災指針に基づく総合的な浸水対策のイメージ】

拡充の概要

防災指針に基づく総合的な浸水対策として実施する事業や高規格堤防の整備と連携した事業について、

- ① 都市再生区画整理事業の**重点地区の対象に追加**し、重点的に支援
- ② 事業化促進のため事業実施前に**公共施設用地の取得等への支援を拡充**

土地区画整理事業

- 土地の嵩上げ
- 雨水貯留施設の整備 等

【区画整理による土地の嵩上げ】



I 日本経済の再生

1. ウィズ／ポストコロナ時代の活力ある日本経済の実現

- ① 土地に係る固定資産税の負担調整措置等の延長と経済状況に応じた所要の措置(固定資産税等)
- ② 交通運輸等における新型コロナウイルス感染症による需要減の状況等を踏まえた所要の措置
- ③ 住まいの質の向上・無理のない負担での住宅の確保

2. 不動産市場の活性化によるデフレ脱却

- ① 土地等に係る流通税の特例措置の延長(登録免許税・不動産取得税)
- ② Jリート及び特定目的会社が取得する不動産に係る特例措置の拡充・延長(登録免許税・不動産取得税)
- ③ 不動産特定共同事業において取得される不動産に係る特例措置の拡充・延長等(登録免許税・不動産取得税)

3. 産業の生産性向上・国際競争力の強化

- ① 国際船舶に係る特例措置の拡充・延長(固定資産税)
- ② 国際コンテナ戦略港湾等及び国際バルク戦略港湾に係る特例措置の延長(固定資産税等)
- ③ 軽油引取税の課税免除の特例措置の延長等(軽油引取税)
- ④ トラック、内航貨物船、機械装置等に係る中小企業投資促進税制の延長(所得税・法人税等)

II 豊かな暮らしの実現と地域の活性化

1. 都市の競争力・魅力の向上と土地の有効活用の推進

- ① 都市再生緊急整備地域等に係る課税の特例措置の延長(所得税・法人税・登録免許税・不動産取得税・固定資産税等)
- ② シェアサイクルの導入促進に係る特例措置の創設(固定資産税)
- ③ 地域福利増進事業に係る特例措置の延長(固定資産税等)
- ④ 相続税等納税猶予農地を公共事業用地として譲渡した者に対する利子税の免除特例措置の延長(相続税・贈与税)

2. 住まいの質の向上・無理のない負担での住宅の確保

- ① 買取再販で扱われる住宅の取得等に係る特例措置の延長(不動産取得税)
- ② サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長(不動産取得税・固定資産税)
- ③ マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴う税制上の所要の措置(所得税等)

3. 地域の躍動につながる産業・社会の活性化

- ① 船舶産業の競争基盤整備のための特例措置の創設(固定資産税)
- ② 半島、離島及び奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長(所得税・法人税)

III クリーンで安全・安心な社会の実現

1. 交通運輸における環境負荷の低減等

- ① 自動車関係諸税の見直し(自動車重量税、自動車税等)
- ② 低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両に係る特例措置の延長(固定資産税)
- ③ 船舶に係る特別償却制度の延長(所得税・法人税)

2. 安全・安心な交通インフラの実現

- ① 鉄道駅等のバリアフリー施設に係る特例措置の拡充・延長(固定資産税等)
- ② バリアフリー車両に係る特例措置の拡充・延長(自動車重量税・自動車税)
- ③ 先進安全技術を搭載したトラック・バス車両に係る特例措置の拡充・延長(自動車重量税・自動車税)

3. 災害に強い強靱な国土・地域づくり

- ① 災害ハザードエリアからの移転促進のための特例措置の創設(登録免許税・不動産取得税)
- ② 被災住宅用地等に係る特例措置及び被災代替家屋に係る税額の特例措置の拡充(固定資産税等)
- ③ 事前放流のために整備される利水ダムの放流施設に係る特例措置の創設(固定資産税)
- ④ 浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設の整備に係る特例措置の創設(固定資産税)
- ⑤ 港湾の耐震対策の推進のための特例措置の延長(固定資産税)

災害ハザードエリアからの移転促進のための特例措置の創設(登録免許税・不動産取得税)

防災移転について一層の支援の充実を図るため、税制上の特例措置を創設する。

施策の背景

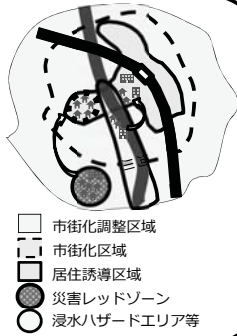
- ・災害ハザードエリア内にある施設や住宅の移転は、移転費用や移転先確保等の理由により移転が進まないことから、今般の法改正で防災移転支援計画制度や防災指針制度を新たに創設したところ。
- ・国会の附帯決議及び骨太方針2020も踏まえ、防災移転につき一層の支援の充実を図ることが必要。

要望の概要

災害ハザードエリア(災害レッドゾーン、浸水ハザードエリア等)内にある施設又は住宅の移転のうち、次の①、②に該当するものについて、税制上の特例措置を講じる。

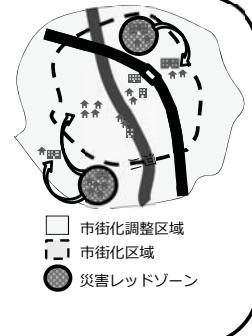
①防災移転支援計画に基づく移転

都市再生特別措置法第109条の7の防災移転計画(居住誘導区域等権利設定等促進計画)に基づき、都市機能誘導区域又は居住誘導区域内へ移転。



②市町村が指定する災害レッドゾーンからの移転

災害レッドゾーンのうち市町村が市町村マスタープラン又は立地適正化計画の防災指針において移転が望ましいとして定めた区域から、安全な区域へ移転。



特例措置の内容

【登録免許税】本則の1/2軽減

[土地]所有権移転1%(本則2%)、抵当権設定0.2%(本則0.4%)、地上権・賃借権設定0.5%(本則1%)

[建物]所有権保存登記0.2%(本則0.4%)

【不動産取得税】課税標準から1/5控除

要望

上記について特例措置(令和3年4月1日～令和5年3月31日)を創設する。

浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設の整備に係る特例措置の創設(固定資産税)

気候変動の影響による大雨の頻発化・激甚化に対して、あらゆる関係者が協働して流域対策を行う「流域治水」への転換を推進し、防災・減災が主流となる社会を目指すため、民間事業者等による雨水貯留浸透施設に係る特例措置を創設する。

施策の背景

- 平成30年7月豪雨や令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨など、近年甚大な水害が全国各地で頻発しており、今後、気候変動により更なる降雨量の増大や水害の頻発化・激甚化が懸念されている。
- これに対し、あらゆる関係者が協働して流域対策を行う「流域治水」を推進するための新たな制度に位置付けられた雨水貯留浸透施設に対して税制による支援を講じることにより当該施設の整備促進を図る。



上部がオープンの場合



地下貯留の場合

要望の概要

特例措置の内容

【固定資産税】

流域内の浸水被害を防止・軽減させるため、新たな制度に基づき民間事業者等が整備する雨水貯留浸透施設については、当該施設に係る固定資産税を非課税とする。

要望

上記について、恒久的な特例措置を創設する。

(1) 災害等に強い安全な住まい・くらしの推進

- 【密集市街地総合防災事業 国費：45億円（1.00倍）】
- 【地域防災拠点建築物整備緊急促進事業 国費：100億円（皆増）】
- 【防災・省エネまちづくり緊急促進事業 国費：76.54億円（0.92倍）】
- 【長期優良住宅化リフォーム推進事業 国費：45億円（1.00倍）】
- 【社会資本整備総合交付金等の内数（住宅市街地総合整備事業・市街地再開発事業・住宅・建築物安全ストック形成事業・住宅地区改良事業等）】

密集市街地の防災性の向上を図るため、老朽建築物の除却や延焼防止性能の高い建築物への建替え、避難路となる道路や避難場所となる公園等の整備を促進する。

また、住宅、避難路沿道の建築物、耐震診断義務付け対象建築物等の耐震改修、超高層建築物等における長周期地震動対策等を引き続き推進する。

さらに、激甚化・頻発化する大規模自然災害を踏まえ、地域の防災拠点となる建築物の整備を促進するため、大規模自然災害時における避難者等の受入れ施設の整備及びその耐震化に対する支援を強化する。

加えて、水災害・強風災害等により被害を受けるおそれがある住宅に居住する者が安全に生活できる住宅を確保できるよう、住宅の移転や改修等に対する支援を強化する。

<耐風性能が高い瓦の緊結方法の例>

現行の屋根の緊結方法と強風による被害

1枚おきに緊結する
わね
2枚分
軒
2枚分
鋼線、鉄線、けらば
くぎなどで緊結する
現行の告示基準

令和元年房総半島台風(第15号)による屋根の被害

耐風性能が高い緊結方法(全ての瓦を緊結)

瓦緊結用釘2本
パッキン付きステンレスワッシャー

軒部の緊結
(瓦緊結用釘2本+わね1本)

平部の緊結
(組み合わせぶき+全数緊結)

J形瓦の組み合わせぶき
(防災瓦仕様)
(<https://www.try110.com/product/kawara/ace/#prettyPhoto>より)

新築：基準法で義務化

既存：耐風改修を支援

<浸水対策の例>

設定水位
床面
住宅等
敷地かさ上げ

住宅等の敷地の嵩上げ等による対策の例
(宮崎市資料)

脱着型止水板

止水板の使用による対策の例
(「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」)